

横田基地飛行回数

平成18年5月及び平成17年度の飛行回数の総数をお知らせします。この総数は平成17年7月の数値に誤りがありましたので、訂正した数値で合計を算出しています。また、平成17年7月の正しい数値をあわせてお知らせします。

訂正してお詫びいたします。

問合せ環境課環境係

5月の横田基地飛行回数

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	726	-236	188	-90
昼間(午前7時～午後7時)	546	-243	120	-92
夕刻(午後7時～10時)	159	2	67	2
夜間(午後10時～午前7時)	21	5	1	0
最高音圧レベル(デシベル)	116	0	94	5

平成17年度の横田基地飛行回数

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	9,781	-148	2,104	-361
昼間(午前7時～午後7時)	7,709	111	1,493	-177
夕刻(午後7時～10時)	1,793	-288	592	-172
夜間(午後10時～午前7時)	279	29	19	-12
最高音圧レベル(デシベル)	121	0	103	5

平成17年7月の横田基地飛行回数(修正版)

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	615	-248	122	-146
昼間(午前7時～午後7時)	490	-154	101	-100
夕刻(午後7時～10時)	98	-91	21	-46
夜間(午後10時～午前7時)	27	-3	0	0
最高音圧レベル(デシベル)	120	-1	86	-12

7月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	5日(水)	午後1時30分～4時30分	商工会館2階会議室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。
登記相談	6日(木)			
法律相談	7日(金)・12日(水)・19日(水)・26日(水)			
交通事故相談	20日(木)			
税務相談	27日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	11日(火)	午前9時～午後5時	市役所1階市民相談室	相談日以外には警視庁八王子少年センター ☎0426・42・1677へ。
少年相談	21日(金)			
高齢者職業相談	18日(火)			
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	おおむね55歳以上の方が対象です。
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2F) ☎539・2555	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	第3庁舎2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	13日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

《聴覚障害者の方へ》 広報や市の業務などの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。 問合せ 秘書広報課市民相談係

税に関するお知らせ

◆耐震改修をした既存住宅に対する固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から存在していた住宅のうち、耐震改修工事(建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事)をした住宅については、左表のとおり改修工

表1 公的年金等扶助額の変更(例)

変更前(平成17年度まで)	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳以上の方	140万円超260万円未満	(A) - 140万円
260万円超460万円未満	(A) × 0.75	75万円
変更後(平成18年度から)		
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額	
120万円超330万円未満	(A) - 120万円	
330万円超410万円未満	(A) × 0.75	37.5万円

65歳未満の方変更はありません

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額	
70万円超130万円未満	(A) - 70万円	
130万円超410万円未満	(A) × 0.75	37.5万円

表2 65歳以上であった方に適用される経過措置

適用年度	市民税均等割	都民税均等割	所得割
平成18年度	1,000円	300円	3分の2控除
平成19年度	2,000円	600円	3分の1控除
平成20年度以降	3,000円	1,000円	控除なし

ご協力ください 市政世論調査

市では3年に一度『市政世論調査』を行っています。市民の皆さんの意識や意向を調査、把握し、市政に反映させるための調査です。

調査の結果はすべて統計的に処理します。皆さんのご意見やお名前などを市政世論調査以外に使用することや、内容が外部に流出することはありませんので、ご安心ください。

調査は7月に行います。調査員がお伺いした際には、ぜひご協力をお願いします。

調査対象 市内に居住する満20歳以上の男女1,000人 調査方法 郵送留置き調査員による訪問個別面接(市で委託した調査員が伺います)

抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

調査時期 7月

問合せ 秘書広報課市民相談係

◆平成18年度の市・都民税について

平成18年度から適用され

65歳以上の方の公的年金

公的年金等控除額の変更

65歳以上の方で前年の合計所得金額が1,000万円以下で、公的年金等控除額が48万円(所得税50万円)が廃止となりました。

等収入金額から控除される額が変更されました。(左上表1)

65歳以上の方に係る非課税措置の段階的廃止

(左上表2) 65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、平成18年度分の個人住民税から廃止となりました。

特に影響が大きい方

高齢者の方で、例えば老年者控除(48万円)、公的年金等控除(140万円から120万円)の差額20万円、合わせて68万円に所得割(市・都民税)の税率5%で計算し、定率減税すると、約32,000円の税額が増となります。

納税にご協力を

市税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

納税に「協力を」 手続きは簡単です。くわしくは、収納課収納係へ。

納期内納税にご協力を 今月は、市・都民税(第1

期)の納期です。

口座振替を利用している方は、指定の預金口座から自動的に6月30日(金)に振替えますので、残高不足にならないように注意してください。

納め忘れはありませんか 次のとおり納期限は過ぎています。

◎固定資産税・都市計画税 第1期(5月31日) ◎軽自動車税全期(5月31日)

問合せ 秘書広報課市民相談係